

人にやさしい街づくりの推進に関する条例一部改正 新旧対照表

新	旧
<p>別表第三（第十一条関係）</p> <p>一 <u>移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十一号。以下「公共交通移動等円滑化基準」という。）第二章（第四条第六項第二号を除く。）に定める基準</u></p>	<p>別表第三（第十一条関係）</p> <p>一 <u>移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十一号。第四条第六項第二号及び第三章を除く。以下「公共交通移動等円滑化基準」という。）に定める基準</u></p>